

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)



## パートの時給と残業について

先日、あるパートの従業員の方から以下のような質問を受けました。

- ①これから勤めようとしている企業の時給が、  
埼玉県の最低賃金よりも低く設定されていますが、これっていいんですか。
- ②賃金の項目に「所定外労働あり」という記載がありますが、どのような意味ですか。

A 様

住所 \_\_\_\_\_

株式会社 B 社 \_\_\_\_\_

代表取締役 \_\_\_\_\_

### 雇 用 契 約 書

あなたを採用するにあたっての労働条件は、次の通りです。

雇用期間	令和6年2月1日から令和6年7月31日
勤務地	埼玉県 ○○市
仕事の内容	清掃業務
始業・終業・休憩 時間	午前9時から午後1時までの4時間
労働日	毎週 月曜、水曜、金曜、土曜の週4日間
賃金	①基本給 時給1,000円 ②職務手当 月10,000円、通勤手当は実費 ③所定外労働あり

他の事項もありますが、省略します。

上記の労働条件を確認し、2部作成した通知書の一部を受け取りました。

令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

①B社の時給の賃金について考えます

埼玉県 lowest賃金の 2023.12 月の段階では、1,028 円になっています。

雇用契約書の基本給 時給 1,000 円です。これだけを見ると最低賃金以下ですので、最賃法第 4 条に違反した事業主は第 40 条で 50 万円以下の罰金に処せられます。

しかしながら、最低賃金は所定内給与だけを考えます。

所定内給与には、基本給、諸手当等があります。

ちなみに、所定外給与には、時間外勤務手当、休日出勤手当、夜間勤務手当、通勤手当、家族手当等があります。(最賃法第 4 条 3 項を参照)

本論に戻りますと、職務手当 10,000 円/月を時給に換算する必要があります。

1 年間は、365 日あります。1 週間は、7 日ありますので、 $365 \div 7 = 52.12$  週/年間

雇用契約書の 1 週間の労働時間は、1 日 4 時間、1 週間で 4 日間勤務日がありますので、

1 週間の労働時間は、4 時間  $\times$  4 日間 = 16 時間

年間では、 $52.12$  週  $\times$  16 時間 = 834.24 時間 1 カ月では  $834.24 \div 12$  月 = 69.52 時間

パート従業員は、1 カ月 69.52 時間の労働をしたことになります。

そこで、 $10,000$  円  $\div$  69.52 時間 = 時給計算すると 144 円/時間

つまり、基本給 1,000 円 + 144 円/時間 = 1,144 円となり、埼玉県の最賃 1,028 円を超えていますので B 社は法令違反ではありません。つまり、時給 1,144 円で働くことになります。

②所定外労働について考えます。

B 社は原則、午前 9 時から午後 1 時までの 4 時間で勤務は終了しますが、1 時間休憩の後午後 2 時から 6 時までの 4 時間分働いてもらいたい場合があります。

その場合は 1 日 8 時間の労働時間内にありますので、 $1,000$  円  $\times$  4 時間分の賃金 (4,000 円) が支給されます。

それ以降の働く場合 (時間外労働) は、雇用契約書の文面には書いてありませんので、再度契約を交わすことになります。 契約を交わしますと、時間外労働が可能になります。

(36 協定の締結も必要になってきます。)

ここで、時間外労働の割増賃金の単価は、B 社の場合は、 $1,144 \times 1.25 = 1,430$  円になります。

参考法令 最低賃金法

(最低賃金の効力)

第 4 条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

- ① 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- ② 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- ③ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

第 40 条 第 4 条第 1 項の規定に違反した者 (地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。) は、50 万円以下の罰金に処する。